

平成27年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

H28.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	県央振興局	農林部 用地管理課	H27.4.1	有喜南部地区換地計画(処分)事務委託(その2)	8,467,200	諫早市天神町1800 有喜土地改良区 理事長 滝 和久	土地改良区は工事をする区域の地元農業者が土地改良法に基づき設立した法人で、地元の状況に詳しく、換地事務を受託できうる唯一の法人で、「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の事務の委託に関する要綱(平成15年8月8日)」に基づき委託する。	第167条の2 第1項第2号
2	県央振興局	建設部 管理課	H27.4.1	田結港海岸環境施設(緑地等)管理委託	3,240,000	諫早市東小路町7-1 諫早市長 宮本 明雄	諫早市は、「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、岸壁や護岸、野積場等の港湾施設の軽微な維持補修や許可事務等を行なっているが、「田結港緑地」は、これらの港湾施設に隣接しており、緑地の管理を諫早市が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であること、また、諫早市に県と同程度の負担を求めることで適切な維持管理を図ることができること、以上の理由により、諫早市と随意契約を行なうものである。	第167条の2 第1項第2号
3	県央振興局	建設部 用地課	H27.4.1	一般県道諫早外環状線道路改良工事(諫早インター工区)(用地取得業務委託)	27,864,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社理事長 久村 豊彦	・用地取得業務は法律事務の周旋に該当し、弁護士法の規制により民間業者に委託することは適当でなく、契約の相手方が限定される。 ・県土地開発公社は、公共用地取得を行う専門機関として県の全額出資により設立された「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づく特別法人で、同法により用地取得に係るあっせん業務が認められており、又、損失補償基準、用地交渉等に精通しているため、安定した業務遂行が期待できる。	第167条の2 第1項第2号
4	県央振興局	建設部 用地課	H27.4.1	一般県道諫早外環状線道路改良工事(長野～栗面工区)(用地取得業務委託)	13,282,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 久村 豊彦	・用地取得業務は法律事務の周旋に該当し、弁護士法の規制により民間業者に委託することは適当でなく、契約の相手方が限定される。 ・県土地開発公社は、公共用地取得を行う専門機関として県の全額出資により設立された「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づく特別法人で、同法により用地取得に係るあっせん業務が認められており、又、損失補償基準、用地交渉等に精通しているため、安定した業務遂行が期待できる。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成27年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

H28.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
5	県央振興局	建設部 道路第一課	H27.4.1	主要地方道大村貝津 線橋梁補修工事(監 督補助業務委託)	7,992,000	大村市池田2-1311-3 公益財団法人長崎県建設技 術研究センター 理事長 田中 修一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事の請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者から資金面や人事面などで直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
6	県央振興局	農林部 用地管理課	H27.4.17	目代地区換地計画 (処分)事務委託 (その2)	1,641,600	諫早市東小路町7-1 諫早市長 宮本 明雄	諫早市は地元の状況に詳しく、所有権等の権利事務などを調整する換地事務を受託できるため、「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の事務の委託に関する要綱(平成15年8月8日)」に基づき委託する。	第167条の2 第1項第2号
7	県央振興局	建設部 道路第二課	H27.5.20	県央振興局建設部積 算技術業務委託	4,428,000	大村市池田2-1311-3 公益財団法人長崎県建設技 術研究センター 理事長 田中修一	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
8	県央振興局	農林部 用地管理課	H27.5.29	小豆崎地区換地計画 (処分)事務委託	3,261,600	諫早市小豆崎町576番地 小豆崎土地改良区 理事長 久本 純造	土地改良区は工事をする区域の地元農業者が土地改良法に基づき設立した法人で、地元の状況に詳しく、換地事務を受託できうる唯一の法人で、「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の事務の委託に関する要綱(平成15年8月8日)」に基づき委託する。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成27年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

H28.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
9	県央振興局	農林部 用地管理課	H27.6.1	丸田地区換地計画 (処分)事務委託	17,960,400	西海市西海町川内郷1106- 13西海町土地改良区理事長 郡 勝寿	土地改良区は工事をする区域の地元農業者が土地改良法に基づき設立した法人で、地元の状況に詳しく、換地事務を受託できる唯一の法人で、「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の事務の委託に関する要綱(平成15年8月8日)」に基づき委託する。	第167条の2 第1項第2号
10	県央振興局	農林部 土地改良課	H27.6.2	重井田地区積算参考 資料作成業務委託	1,663,200	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連 合会 会長 宮本 正則	本業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものである。 県営事業の積算にあたっては、農林水産省が直轄用に開発した積算システムを(社)農業農村整備情報総合センター(ARIC)が、補助版に改良した農業農村整備標準積算システムを使用している。 長崎県土地改良事業団体連合会(以下「土改連」)は、21市町及び90土地改良区等を会員とする公益法人であり、ARICと使用許諾契約を締結し、契約に基づく守秘義務を有した積算システムを保有している。 このため、秘密が保持される本システムによる積算業務を受託できるのは土改連のみである。	第167条の2 第1項第2号
11	県央振興局	農林部 農村整備課	H27.6.2	有喜南部地区区画整 理実施設計業務委託	19,872,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連 合会 会長 宮本 正則	長崎県土地改良事業団体連合会は、土地改良区等を会員とする公益法人であり、土地改良換地土を複数保有し換地業務に精通した唯一の団体であるため、換地業務実施における土地改良区の支援を行っている。 換地と区画整理事業の調査、測量、設計とは表裏一体の関係にあり、測量設計と換地計画は切り離せない作業であるため、契約の相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号

平成27年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 県央振興局

H28.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
12	県央振興局	建設部 道路第二課	H27.7.23	一般県道諫早外環状 線道路改良工事(積 算技術業務委託)	4,320,000	大村市池田2-1311-3 公益財団法人長崎県建設技 術研究センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
13	県央振興局	建設部 道路第一課	H27.8.24	主要地方道大村貝津 線交通安全施設等整 備工事(監督補助業 務委託)	11,070,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事の請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者から資金面や人事面などで直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
14	県央振興局	農林部 農道課	H27.9.1	基幹農道工事補助監 督業務委託	5,756,400	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連 合会 会長 宮本 正則	当業務は、工事の施工状況や工事受注者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者から資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、農道橋などの土地改良事業を実施した業務経験のある公法人長崎県土地改良事業団体連合会を契約の相手方として特定した。	第167条の2 第1項第2号

平成27年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

H28.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
15	県央振興局	建設部 道路第一課	H27.9.30	一般国道207号道路 改良工事(監督補助 業務委託)	9,450,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 宮崎 東一	<p>当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計書と照合を行い、その結果を監督員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。</p> <p>また、各工事の請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。</p> <p>このため、建設業者から資金面や人事面などで直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。</p>	第167条の2 第1項第2号
16	県央振興局	農林部 農道課	H27.9.30	川棚西部地区積算参 考資料作成業務委託	8,802,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連 合会 会長 宮本 正則	<p>本業務は、予定価格算出の基礎となる積算参考資料を作成するものである。</p> <p>県営事業の積算にあたっては、農林水産省が直轄用に関与した積算システムを(社)農業農村整備情報総合センター(ARIC)が、補助版に改良した農業農村整備標準積算システムを使用している。</p> <p>長崎県土地改良事業団体連合会(土改連)は、ARICと守秘義務が保持される使用許諾契約を締結し、積算システムを有しており、本システムによる積算業務を受託できるのは土改連のみである。</p>	第167条の2 第1項第2号
17	県央振興局	建設部 道路第一課	H27.11.2	一般国道207号他1 線橋梁点検業務委託 (仮設工・西ノ崎跨線 橋他3橋)	3,820,000	長崎市尾上町1番89号 九州旅客鉄道株式会社 長崎支社長 深田康弘	<p>本業務は、九州旅客鉄道上空を交差する橋梁の点検に際し、線路上空への足場の設置、または橋梁点検車(軌陸車)の使用など、点検に必要な仮設業務を委託するものである。</p> <p>この業務は、九州旅客鉄道が所管する鉄道管理区域内での作業であり、鉄道の安全確保のため九州旅客鉄道以外の作業は認められない。よって、鉄道事業者である九州旅客鉄道株式会社と随意契約するものである。</p>	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成27年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

H28.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
18	県央振興局	農林部 農道課	H27.11.2	伊木力第3地区積算 参考資料作成業務委託	5,130,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連 合会 会長 宮本 正則	<p>本業務は、予定価格算出の基礎となる積算参考資料を作成するものである。</p> <p>県営事業の積算にあたっては、農林水産省が直轄用に開発した積算システムを(社)農業農村整備情報総合センター(ARIC)が、補助版に改良した農業農村整備標準積算システムを使用している。</p> <p>長崎県土地改良事業団体連合会(土改連)は、ARICと守秘義務が保持される使用許諾契約を締結し、積算システムを有しており、本システムによる積算業務を受託できるのは土改連のみである。</p>	第167条の2 第1項第2号
19	県央振興局	建設部 道路第一課	H28.2.1	一般国道207号道路 改良工事(積算技術 業務委託)	9,288,000	大村市池田2-1311-3 財団法人長崎県建設技術研 究センター 理事長 宮崎 東一	<p>当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。</p> <p>このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。</p>	第167条の2 第1項第2号
20	県央振興局	建設部 河港課	H28.2.2	大村線松原・竹松間3 0k334m付近郡川河 川改修工事に伴う郡 川外1詳細設計	147,044,000	福岡市博多区博多駅前三丁 目25番1号 九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 青柳俊彦	<p>本業務は、郡川河川改修工事に伴う鉄道橋改築工事に先立ち、鉄道橋梁の詳細設計等を実施するものである。改築工事の対象となる鉄道橋の施設管理者は、九州旅客鉄道株式会社である。</p> <p>設計等の業務を実施するうえで、鉄道の安全運航の観点から、鉄道橋改築の施行条件を決定する権限が九州旅客鉄道株式会社にある。</p> <p>以上を考慮すると、九州旅客鉄道株式会社のみが唯一委託できる相手方である。</p>	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成27年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

H28.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
21	県央振興局	農林部 諫早湾干拓堤防 管理事務所	H28.3.14	諫早湾干拓堤防通信 制御設備保守点検業 務委託	7,938,000	福岡市中央区長浜2-4-1 東芝通信インフラシステム 株式会社 九州営業所 所長 木下 淳三郎	<p>・当業務の通信制御設備は、「国営諫早湾干拓事業」で平成7～10年度にかけて(株)東芝で設計・製作され、平成12年度から長崎県が管理委託協議書に基づき施設の管理を行っている。国営事業での設置以降は(株)東芝が継続的に保守点検を行っており、平成22年度以降は(株)東芝の保守・補修(修理)業務に関して業務委嘱された「東芝通信インフラシステム(株)九州営業所」と27年度まで随意契約を行っている。</p> <p>・随意契約とする理由 施設の設計・製作から整備までを行った相手で業務内容に極めて精通しておりの確な保守点検も期待され、かつ緊急時対応も修理・部品交換など速やかな対応が可能であること。 当業務に対して、他の国内水管理システムメーカー等8社に対して入札対応についての聞き取りした結果は「自社以外の施設の保守点検及び緊急時の対応は不可能」との回答を得ていること。 ・以上の理由により、平成28年度も「東芝通信インフラシステム(株)九州営業所」と随意契約を行いたい。</p>	第167条の2 第1項第2号
22	県央振興局	建設部 管理課	H28.3.23	田結港海岸環境施設 (緑地等)管理委託	3,240,000	諫早市東小路町7-1 諫早市長 宮本 明雄	<p>諫早市は、「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、岸壁や護岸、野積場等の港湾施設の軽微な維持補修や許可事務等を行なっているが、「田結港緑地」は、これらの港湾施設に隣接しており、緑地の管理を諫早市が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であること、また、諫早市に県と同程度の負担を求めることで適切な維持管理を図ることができること、以上の理由により、諫早市と随意契約を行なうものである。</p>	第167条の2 第1項第2号

平成27年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県央振興局

H28.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
23	県央振興局	建設部 河港課	H28.3.31	平成28年度 一級河川本明川水系 半造川 樋門等操作管理委託	3,266,039	諫早市東小路町7-2 諫早市長 宮本 明雄	<p>本業務は、河川堤防に設置されている逆流防止目的の樋門16箇所、点検整備及び洪水時の操作を行うものである。</p> <p>河川管理施設である樋門の管理は、河川管理者が自ら行うことが原則だが、職員の配置状況から直営での管理が困難なため委託するものである。</p> <p>委託先については、河川法第99条により地元市町村に限られており、諫早市が唯一の相手先となる。</p> <p>なお、大雨の際に水防活動や住民への避難勧告等の責任を担うのは水防管理者である諫早市であり、市に委託することで、樋門の操作が必要となる洪水時において、迅速かつ確実な対応が期待できる。</p>	第167条の2 第1項第2号